

## 公益財団法人日本バレーボール協会 2017年度第6回理事会(臨時) 概要

1 日 時：2017年8月29日(火) 15:00～17:00

2 会 場：日本バレーボール協会 会議室

### 3 出席者：

理事総数 20 名

出席理事 16 名

会長代行（代表理事） 林孝彦

理事

志水雅一、嶋岡健治、鳥羽賢二、桐原勇人、鍛冶良則、  
八田茂、荒木田裕子、岡野貞彦、加治健男、川合俊一、  
小柴滋、坂本友理、田中祥子、原卓弘、丸山由美

監事総数 3 名

出席監事 3 名 工藤陽子、西川秀人、廣紀江

4 議 長：新会長選任までの議事進行（議題 1 まで）：林孝彦  
新会長選任後の議事進行（議題 2 から）：嶋岡健治

### 5 決議事項

- (1) 会長（代表理事）の選任について
- (2) 副会長（理事）の選任について
- (3) 専務理事（代表理事）の選任について
- (4) 業務執行理事事務局長の選任について
- (5) 事務局規程の改定
- (6) 委員会委員の追加選任について
- (7) 定年に関する規程の改定について
- (8) コンプライアンス違反の処分について
- (9) 役員報酬について

### 6 議事の経過の要領及びその結果

会長代行が議長席に着き開会を宣し、本理事会は、定款第 41 条に定める定足数を満たしており、適法に成立した旨を告げた。今回から八田氏が新たに理事として加わったため、簡単に自己紹介が行われた。続いて議事録記名押印理事に鍛冶理事を選出し、議案の審議に入った。

## (1) 会長（代表理事）の選任について

会長（代表理事）の選任について下記の通り説明が行われ、会長人事に関するワーキンググループから嶋岡副会長を会長として推挙したい旨の答申があった。この答申を受け、嶋岡副会長を会長（代表理事）に選任することの賛否を諮り、これを承認可決した。

### ■会長候補者選考の経過報告が下記の通り行われた。

会長候補については、7月25日の理事会でワーキンググループから嶋岡副会長を推薦したい旨の答申を受け、理事会の中で議論を行った。その中で、嶋岡副会長はVリーグ機構で、スーパーリーグ構想を推進する最高責任者であり、Vリーグの理事会だけでなく、各チームへの説明についても時間をかけて丁寧に進めるべきとの意見があった。

また、嶋岡副会長がJVAとVリーグ機構の両組織の会長を兼務することについての意見も頂いた。ワーキンググループでは、嶋岡副会長がJVA会長に就任するにあたり、どうすればバレーボール界全体を良い方向に進めることができるのかについて検討頂いた。先週8月22日に開催された臨時理事会では、ワーキンググループからの中間報告（専務理事候補者について、Vリーグチームへの説明状況、嶋岡副会長からの決意表明）が行われた。本日、改めてワーキンググループより最終答申を頂きたい。

これを受けて、ワーキンググループから「嶋岡氏を会長に推薦する」との最終答申があった。

最終答申を受け、議長が他に会長候補の自薦・他薦を確認したが、推薦がなかったため、会長候補者は嶋岡氏に一本化された。

### ■採決を前に、嶋岡副会長より会長に就任した際の抱負が述べられた。

日本のバレー界が最も注力をしなくてはならない事は、まさに東京2020大会でインドアとビーチ競技でのメダル獲得である。東京2020に向けて、今こそバレー界が一致団結することが大切でありJVA、Vリーグが垣根を作ることなく、チームJVA、チームJAPANとして目標達成に向けて一丸となって邁進していきたい。

加盟団体や事務局も含め情報の共有化を図り、ガバナンスを強化する中で、それぞれの良いものを出し合える体制を構築したい。強い覚悟と決意を持って組織運営に臨みたい。

(以降、嶋岡会長が議長として会議の進行を務めた。)

- (2) 副会長の選任について
- (3) 専務理事（代表理事）の選任について
- (4) 業務執行理事 事務局長の選任について

嶋岡会長より、今後の新役員体制について下記の通り提案がされた。

※上記 3 つの議題を一括で説明した。

**【副会長】**

岡野理事を提案したい。経済同友会の常務理事を務め、その豊富な知識と経験から、JVA の事業運営においても有用なご意見を頂いている。志水副会長と 2 人の副会長体制で会長補佐をしていただきたい。

**【代表理事 専務理事】**

代表権を持つ専務理事として、八田茂氏を提案する。JVA の風土・組織改革や組織の活性化に大いに期待している。

**【業務執行理事 事務局長】**

林氏に引き続き事務局長の重責を担っていただきたい。会長代行 代表理事から業務執行理事となる。事務局長は JVA の要であり、理事 20 名の中でも林氏が適任だと考える。

上記説明後賛否を諮ったところ、下記の通りとなった。

- ① 岡野貞彦氏を副会長（理事）に選任することについて <承認可決>
- ② 八田茂氏を代表理事 専務理事に選任することについて <承認可決>
- ③ 林孝彦氏を会長代行（代表理事）兼 事務局長から業務執行理事 事務局長に選任することについて <承認可決>

**(5) 事務局規程の改定について**

事務局規程の改定について、説明がなされ、賛否を諮り、これを承認可決した。

役員体制に専務理事が新たに加わったことを受け、事務局規程を改定して専務理事の権限を規定いたしたい。今後業務を遂行する中で必要に応じて修正をかけていきたい。

<事務局規程に規定する主な専務理事の決裁権限>

- ・ JVA 運営に関する重要方針に関する事案
- ・ 予算の編成及び決算に関する事案
- ・ 理事会の運営に関する事案

- ・ JVA 運営に関する重要な報告、答申及び進達に関する事案
- ・ JVA 運営に関する重要な公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案
- ・ 5,000 万円以上の契約書等の締結に関する事案
- ・ 5,000 万円以上の収入及び支出に関する事案
- ・ 500 万円以上の予備費の流用に関する事案
- ・ その他特に重要な事項に関する事案

※なお、事務局規程改定の詳細は資料に記載の通り

#### (6) 委員会委員の追加選任について

各本部より委員会委員の追加選任について説明があり、一括で賛否を諮り、これを承認可決した。

※追加された委員会委員名については資料に記載の通り

なお、委員の選任の他、委員会名称の変更についての提案があり、「東京 2020 大会準備委員会」を「JVA 東京オリンピック・パラリンピック競技大会準備委員会」とすることとなった。

#### (7) 定年に関する規程の改定について

定年に関する規程の改定について説明がなされ、賛否を諮りこれを承認可決した。

定年に関する規程において、委員会委員の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなっているが、その後新しい委員会組織が立ち上がるまでに時間がかかるため、委員会空白の期間が発生してしまう。この空白の期間を避けるため、以下の通り定年に関する規程の改定を行いたい。

定年に関する規程 <下線部分の文言追加>

(評議員、役員及び委員会委員の任期)

第 4 条

- 3 委員会委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会後の次期委員会体制を決定する理事会終結のときまでとし、再任を妨げない。

#### (8) コンプライアンス違反の処分について

2 件のコンプライアンス違反の処分について説明がなされ、賛否を諮りこれを承認可決した。

8 月 24 日開催されたコンプライアンス委員会にて下記 2 件の処分案を決定し、本日の理事会に具申する。

## <北海道の案件>

### 1. 対象者

#### ■北海道高等学校教諭 女子バレーボール部元顧問

JVA/日体協資格：バレーボール指導員 日本バレーボール協会公認B級審判員

### 2. 確認された事実

#### (1) 概要

2016年12月26日15時頃体育館で顧問をする女子バレーボール部の指導中、生徒が指導に従わず抵抗したため右の平手で当該生徒の右側頭部を2回たたいた。

また、直後に更衣室で当該生徒に指導した後、当該生徒が不満を口にして感情的になり、右の平手で当該生徒の左頬をたたき全治1か月のけが（鼓膜が破れる）を負わせた。

### 3. コンプライアンス違反と認定する理由

事実関係については、北海道教育委員会の調査による事実確認であり、本人も事実関係を認めている。

### 4. 本件に関する処分案

当該顧問を「日体協公認バレーボール指導員資格」及び「日本バレーボール協会公認B級審判員資格」の「無期限の資格停止」処分とする。

## <青森県の案件>

### 1 対象者

#### ■青森県少年クラブチーム監督

JVA/日体協資格：バレーボール指導員

### 2. 確認された事実

#### (1) 概要

- ・5月上旬、6年生男子部員2名が、下級生の4年生部員に対して、その子の身体的な欠陥を指摘してふざけてからかった。
- ・4年生部員はその後数日間チームの練習に参加できなかった。4年生部員の気持ちを考えた監督は5月10日夕方、上級生として許せないと判断して、厳しく怒り、結果として生徒2人に対して足蹴り、数発平手打ちをしてしまった。
- ・その中の1名の生徒が、耳が痛いということで、翌日耳鼻科で診察を受けたところ鼓膜が破れているとの診断が下された。（全治2週間）
- ・2名の生徒はその後退部届を出してやめてしまった。

### 3. コンプライアンス違反と認定する理由

事実関係については、本人も反論が一切ないことを認めている。

#### 4. 本件に関する処分案

当該顧問を日体協公認バレーボール指導員資格の「無期限の資格停止」処分とする。

※なお、日体協公認スポーツ指導員資格に関する最終処分は、JVA 理事会の決議結果を受けて開催される、日体協指導者育成専門委員会処分審査会の決定による。

#### (9) 役員報酬について

役員報酬について説明があり、賛否を諮りこれを承認可決した。

本日の理事会での、八田氏の専務理事の選任を受けて、月額役員報酬額を決定したい。

※なお、役員報酬の詳細は資料に記載の通り

### 7 報告事項

#### (1) 理事の担当業務について

嶋岡会長より理事の担当業務についての説明があった。

※なお、理事の担当業務の詳細については、資料記載の通り

#### (2) JVA 東京オリンピック・パラリンピック競技大会準備委員会報告について

下記の通り説明があった。

##### 【目的】

2020年東京オリンピック競技大会のバレーボール競技とビーチバレーボール競技、パラリンピック競技大会のシッティングバレーボールの成功に向けて、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下 TOKYO2020）及び国際バレーボール連盟（以下 F I V B）と連携し、公益財団法人日本バレーボール協会内に「JVA 東京オリンピック・パラリンピック競技大会準備委員会」（JVA2020 準備委員会）を設置する。

##### 【主な活動】

- ① JVA はオリンピック開催国の国内競技団体として、TOKYO2020 と FIVB の要請に応え、競技運営に必要な役員・スタッフの確保等、オリンピックレベルの運営を実現するため最大限の努力をする。
- ② パラリンピック競技大会のシッティングバレーボール競技については TOKYO2020 からの要請があり次第、および一般社団法人パラバレーボール協会からの要請があり次第、連携し、必要に応じて支援する。
- ③ 2020年東京大会を成功させることはもとより、有形・無形のレガシーを生み出すために計画的な活動を立案する。

- ・将来の競技運営の根幹となる組織、人材の育成
- ・役員、審判員等の語学力向上をはじめとする国際感覚の醸成
- ・女性役員、審判員の育成
- ・FIVB Your Way（世界に向けてのバレーボールの発展・育成・告知）事業の推進
- ・ファンならびにプレーヤー人口拡大、子供たちがスポーツに親しむための普及活動
- ・バレーボール界の各組織の一体感醸成、連携の向上
- ・その他レガシー創出につながる事業

#### 【構成】

JVA2020 準備委員会は委員長 1 名、副委員長 若干名のほか、公益財団法人東京都バレーボール協会の代表・JVA 各事業本部長・JVA 職員及び有識者で構成する。

#### 【権限】

JVA2020 準備委員会は大会運営準備について、さまざまな提案を行う。また JVA 会長・専務理事・事務局長の要請により、適宜意見を具申することができる。

※東京 2020 準備室の構成メンバー及び目的等により変更することがある。

#### 【活動期間】

2017 年 7 月 25 日から 2020 年 9 月 6 日（パラリンピック閉幕日）とする。

全ての議題・報告が終了後に、山梨市職員不正採用の贈賄容疑で現山梨県バレーボール協会副会長、参与の 2 名が逮捕された事件について報告があった。先般開催されたコンプライアンス委員会でも本件について議論され、出来るだけ早いタイミングで事実関係を確認して、適切な処分を実施するよう、JVA より加盟団体宛に書面にて勧告すべきとの提言があった。

また、JVA の A 級審判員、V リーグ機構の特別審判員（広島県高校教諭）が広島県警に覚醒剤取締法違反（使用）の疑いで逮捕された事件について、今後の推移を見守る中で事実関係を確認し、コンプライアンス委員会で然るべき対応を検討する旨の報告がされた。

最後に、アンダーカテゴリーの大会試合結果と、NTC 共有コートでの床板剥離による負傷事故の進捗状況について報告があった。

以上をもって、議事の全ての審議を終了した為、議長は 17 時 00 分に閉会を宣した。